

香芝市職員の懲戒処分に関する指針

平成14年4月1日

第1 趣旨

市長は、香芝市職員の懲戒処分を厳正かつ公正に行うために、処分の量定を決定するに当たっての指針を定める。

第2 処分の基準

任命権者は、懲戒処分を行う際、次に掲げる事項を総合的に勘案して懲戒処分の種類を決定し、当該処分の程度について加重し、又は軽減することができる。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合い
- (3) 非違行為を行った職員の職責（当該職員の職務上の地位）
- (4) 他の職員及び社会に与える影響
- (5) 日常の勤務態度及び過去の非違行為の有無
- (6) 上司への報告の有無

第3 非違行為の種類等

- 1 懲戒処分の対象となる非違行為及び当該行為に係る懲戒処分の種類、程度は次に掲げるところによるものとする。
- 2 一般服務関係
 - (1) 欠勤
 - イ 正当な理由なく5日以内の間勤務を欠いた職員は、減給又は戒告とする。
 - ロ 正当な理由なく6日以上10日以内の間勤務を欠いた職員は、停職又は減給とする。
 - ハ 正当な理由なく11日以上の間勤務を欠いた職員は、免職又は停職とする。
 - (2) 遅刻・早退 勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた職員は、戒告とする。
 - (3) 休暇の虚偽申請 病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした職員は、減給又は戒告とする。
 - (4) 勤務態度不良 勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。
 - (5) 職場内秩序びん乱
 - イ 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給とする。
 - ロ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した職員は、減給又は戒告とする。
 - (6) 虚偽報告 事実をねつ造して虚偽の報告を行った職員は、減給又は戒告とする。
 - (7) 違法な職員団体活動
 - イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第37条第1項前段の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、又は公務の正常な運営を疎外する怠業的行為

をした職員は、減給又は戒告とする。

ロ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった職員は、免職又は停職とする。

(8) 秘密漏えい 職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、免職又は停職とする。

(9) 個人の秘密情報の目的外収集 その職権を乱用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した職員は、減給又は戒告とする。

(10) 政治的目的を有する文書の配布 政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。

(11) セクシュアル・ハラスメント（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

イ 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした職員は、免職又は停職とする。

ロ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した職員は、停職又は減給とする。この場合においてわいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患したときは、当該職員は免職又は停職とする。

ハ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った職員は、減給又は戒告とする。

(12) 収賄 その職務に関し、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をした職員は、免職とする。

(13) 兼業 地方公務員法第38条に定める営利企業等の従事制限に違反した職員は、減給又は戒告とする。

3 公金、公物取扱関係

(1) 横領 公金又は公物を横領した職員は、免職とする。

(2) 窃取 公金又は公物を窃取した職員は、免職とする。

(3) 詐取 人を欺いて公金又は公物を交付させた職員は、免職とする。

(4) 紛失 公金又は公物を紛失した職員は、戒告とする。

(5) 盗難 重大な過失により公金又は公物の盗難に遭った職員は、戒告とする。

(6) 公物損壊 故意に職場において公物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。

(7) 出火・爆発 過失により職場において公物の出火、爆発を引き起こした職員は、戒

告とする。

- (8) 諸給与の違法支払・不適正受給 故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。
- (9) 公金公物処理不適正 自己保管中の公金又は公物の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告とする。
- (10) コンピューターの不適正使用 職場のコンピューターをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた職員は、減給又は戒告とする。

4 公務外非行関係

- (1) 放火 放火をした職員は、免職とする。
- (2) 殺人 人を殺した職員は、免職とする。
- (3) 傷害 人の身体を傷害した職員は、停職又は減給とする。
- (4) 暴行・けんか 暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかったときは、減給又は戒告とする。
- (5) 器物損壊 故意に他人の物を損壊した職員は、減給又は戒告とする。
- (6) 横領 故意に他人の物（公金及び公物を除く。）を横領した職員は、免職又は停職とする。
- (7) 窃盗・強盗
 - イ 他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職とする。
 - ロ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した職員は、免職とする。
- (8) 詐欺・恐喝 人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職とする。
- (9) 賭博
 - イ 賭博をした職員は、減給又は戒告とする。
 - ロ 常習として賭博をした職員は、停職とする。
- (10) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用 麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は免職とする。
- (11) 酩酊による粗野な言動等 酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした職員は、減給又は戒告とする。
- (12) 淫行 金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした職員は、免職又は停職とする。
- (13) 痴漢行為 痴漢行為をした職員は、停職又は減給とする。
- (14) ストーカー行為 ストーカー行為をした職員は、停職又は減給とする。

5 交通事故・交通法規違反

- (1) 交通事故（人身事故を伴うもの）
 - イ 飲酒運転（酒気帯び運転を含む。）で人を死亡させ、又は傷害を負わせた職員は、

免職とする。

ロ 重大な過失により人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職又は停職とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職とする。

ハ 重大な過失により人に傷害を負わせた職員は、停職又は減給とする。この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

(2) 交通事故

イ 飲酒運転(酒気帯び運転を含む。)で物の損壊をした職員は、免職又は停職とする。この場合において飲酒運転を再犯した職員又は事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職とする。

ロ 当て逃げ又は無免許運転で物の損壊をした職員は、停職又は減給とする。この場合において、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。

ハ 重大な過失により物の損壊をした職員は、減給又は戒告とする。この場合において、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした職員は、停職又は減給とする。

(3) 交通法規違反

イ 飲酒運転(酒気帯び運転を含む。)をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、飲酒運転を再犯した職員又は他の法令違反をした職員は、免職とする。

ロ 著しい速度超過等悪質な交通法規違反をした職員は、減給又は戒告とする。

(4) その他

イ 交通事故、交通法規違反により処分を受けるに至った本人が運転することを知りながら飲酒を勧めた職員、また本人の運転する車両に同乗していた職員については飲酒運転ほう助となり、免職又は停職とする。

ロ 悪質な交通法規違反で行政処分や警察の警告を受けるに至った職員は、必ず所属長を通して人事課へ報告しなければならない。この場合において報告を怠った職員は、処分の量定を加重する。

第4 監督者責任

1 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受けることとなった場合で、管理監督者としての指導監督に適性を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

2 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

第5 報告義務

所属長は、職員が非違行為を行っていることが明らかであると判断した場合において、顛末について遅滞なく人事課長に報告しなければならない。

第6 起訴された場合の措置

任命権者は、職員が非違行為を理由として起訴された場合は、香芝市服務規律委員会の審議を経ることなく直ちに当該職員を休職させるものとする。この場合において、懲戒処分の種類及び程度は、裁判の経過に応じて決定するものとする。

第7 関係者の懲戒処分

任命権者は、非違行為をした職員の懲戒処分を行ったときは、同職員を教唆、ほう助又は行動を共にしたと認められる職員についても懲戒処分を行うものとする。

第8 懲戒処分の公表

香芝市職員の公務員としての自覚を促し、不祥事の防止につなげるため、戒告以上の処分を行った場合、速やかに香芝市議会に報告し、報道機関に公表する。

(1) 公表内容

- イ 所属部局課名
- ロ 職名
- ハ 年齢
- ニ 処分内容
- ホ 処分日
- ヘ 処分に至った事実の概要

なお、警察等で被処分職員の氏名等が公にされている場合には、氏名等を公表することがある。

- (2) 公表の例外 懲戒処分の対象となった職員の行為による被害者等が、公表しないことを求めている場合には、その一部を公表しないことができる。

第9 その他

この指針に定めのない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものについては、第3に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第10 変更経緯

- (1) 平成14年4月1日制定
- (2) 平成17年7月1日変更
- (3) 平成18年12月1日変更